

請願文書表						
番号	請願第3号	受理年月日	令和7年11月7日			
件名	「刑事訴訟法の再審規定（再審法）の改正を求める意見書」の提出を求める請願書					
請願者の住所・氏名						
紹介議員	岩田秀樹、西山彰人					
請願の要旨						
<p><b>【趣旨】</b></p> <p>市民の暮らしと健康・権利を守ってご奮闘されている貴議会の皆様に、心から敬意を表します。</p> <p>私達は日本国憲法と世界人権宣言を指針として、人権と権利を守るボランティア団体「日本国民救援会香川県本部」です。えん罪被害者に寄り添い、「無実の人は無罪に！」と運動をしています。</p> <p>ご承知のように、静岡県・清水市（当時）でおきた一家4人殺害事件の犯人とされ、死刑が確定していた袴田巖さん（88歳）が昨年9月26日、無罪判決を勝ち取りました。再審請求を始めてから43年以上の歳月を要しました。又、昨年10月23日、福井女子中学生殺人事件で犯人とされ、服役を終えてから再審請求していた前川彰司さん（59歳）の再審開始が決まりました。事件発生から38年、再審請求を始めてから20年かかりました。このように気の遠くなるような長い年月、自由や人としての尊厳も奪われ、家族や親しい人たちとも切り離されたまま、取り返しのない歳月を人生から刻み取られた果てに、無罪になったとして果たして救済といえるでしょうか。</p> <p>間違った裁判で有罪判決が確定した人が裁判をやり直す「再審」は、無実の人を救済する最後の手段です。</p> <p>私たちは、弁護士会や多くの著名人と共に「再審法改正」を国会に求めています。マスコミでも大きく報道され、法改正の機運は高まっていますが、具体的な進展はありません。</p> <p>以上のことから、無実の者を誤った裁判から迅速に救済するために、「刑事訴訟法の再審規定」（再審法）の改正を求める意見書を地方自治法99条の規定により関係機関に提出されるよう請願いたします。</p>						
<p><b>【請願項目】</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 刑事訴訟法における再審手続について、証拠開示に関する規定を設けること。 ※現行法では、すべての証拠を検察が握っていて、有罪方向への証拠しか出されません。すべての証拠開示を義務付ける法律の規定が必要です。</li> <li>2. 刑事訴訟法の改正に当たっては、再審手続における検察官による不服申し立ての在り方についても検討すること。 ※何年も、時には何十年もの困難な運動を経て、新たな証拠を見つけ再審開始が出されても、検察官が不服申し立て（即時抗告や特別抗告）ができるため、再審開始が遅られたり、取り消されたりしています。再審開始とは無罪確定で</li> </ol>						

はなく、改めて裁判をやり直すことであり、検察はいたずらに裁判を引き延ばさず、請求審で堂々と主張すべきです。

3. 再審における手続きを整備すること。

※再審事件を審理する裁判所がどういう手続きで審理すべきかの規程がありません。そのため、裁判官によって審理の進め方、証拠の開示に大きな差異（再審格差）が生じ、何年も棚上げされ審理が長期化する事件もあります。